

令和 6 年度		調査	
胎内市公共下水道事業（中条処理区）全体計画変更等業務委託 実施		設計	
設計書			
工事番号		施工地	
		胎内市 公共下水道区域 地内	
	実施・元		変更
設計額	円		円
契約額 (内消費税額)	(円)		(円)
工事・履行日数	工事日数 300 日間 又は 完成期限 年 月 日	日間(付与日数 日間) 完成期限 年 月 日	
実施 (元) 設計概要	公共下水道全体計画変更等業務委託 1.0式 公共下水道全体計画変更業務 胎内市都市下水道変更業務	変更 設計概要	

委託費内訳表

<設計>

費目・工種・施工名称など		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
設計業務費											
1.	直接人件費										
1)	全体計画見直し(中条処理区) 単独公共下水道：汚水計画										第0001号内訳表～第006号内訳表のとおり
		1.0			式						
2)	区画割施設平面図作成(中条処理区) 農集：黒川・中条乙										第007号内訳表のとおり
		1.0			式						
3)	都市計画決定図書作成(中条処理区) 単独公共下水道：汚水・雨水計画										第008号内訳表のとおり
		1.0			式						
4)	全体計画見直し(紫雲寺処理区) 単独公共下水道：汚水計画										第0009号内訳表～第0014号内訳表のとおり
		1.0			式						
5)	計画協議										第0015号内訳表のとおり
		1.0			式						
	直接人件費計										
2.	直接経費										
1)	電子成果品作成費										
		1.0			式						
2)	旅費交通費										
					%						

5. 終末処理場計画
2. 図面作成

施工明細表

6年04月20日適用
施工 第1-0020号明細表

頁 -0039

1 式 1 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
主任技師		人			
技師 (A)		人			
技師 (B)		人			
技師 (C)		人			
技術員		人			
小計					

胎内市公共下水道事業（中条処理区） 全体計画変更等業務委託

I 公共下水道全体計画業務委託

1 業務委託標準仕様書

〔1〕一般仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、胎内市において、公共下水道事業計画を定めるに当たり、特記仕様書に示す事項につき下水道に関する全体計画を作成することを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の義務

受注者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って胎内市の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

- (イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 職務分担表
- (ホ) 完了届 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又は RCCM（下水道部門）の資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。
- (3) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又は RCCM（下水道部門）の資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。
- (4) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

- (1) 受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に胎内市の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、胎内市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.12 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 参考資料の貸与

胎内市は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1.14 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、胎内市、受注者の協議によるものとする。

第2章 計画

2.1 一般的事項

受注者は、調査及び設計に当り、地域社会の動向、国土形成計画、地方総合開発計画、都道府県総合開発計画、その他の上位計画、土地利用その他、地域地区の計画、都市計画に関する基礎調査との関連性、公害防止計画との整合性、事業の施行、施設の維持管理及び総合的効果等について十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

2.2 業務の手順

- (1) 業務は、十分協議打合せの後施行するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

2.3 現地踏査

現地踏査は計画対象区域のみならず、区域外であっても関連のある地区については、地形及び排水系統等について十分な調査を行わなければならない。

2.4 調査及び計画

受注者は、胎内市より提供した資料、受注者が調査収集した資料及び関係者の打合せ結果等を十分検討した後、別紙「標準業務内容」に基づいて全体計画を作成するものとする。

2.5 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認ならびに作業内容の照査を行う。

第3章 提出図書

3.1 提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

- (1) 下水道全体計画図書

- | | | |
|--|-------------|------------|
| (イ) 下水道全体計画説明書 | A 4 判製本 5 部 | |
| (ロ) 下水道全体計画一般図 (汚水のみ) (縮図 1/10,000 程度) | | 白焼き 5 部と原図 |
| (ハ) 区画割施設平面図 (汚水のみ) (縮尺 1/2,500 程度) | | 白焼き 5 部と原図 |
| (ニ) 幹線管渠縦断面図 (汚水のみ) (縮尺横 1/2,500 程度, 縦 1/100 程度) | | 白焼き 5 部と原図 |
| (ホ) 管渠の流量計算書 (汚水のみ) | | 白焼き 5 部と原図 |
| (ヘ) 処理施設平面図 (縮尺 1/2,500 程度) | | 白焼き 5 部と原図 |

(2) その他参考図書

- (イ) 区画割平面図 (汚水のみ) (縮尺 1/2,500 程度)
- (ロ) 枝線の管渠流量計算書

(3) 打合せ議事録

(4) 電子成果品一式

第 4 章 参考図書

4.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

1. 下水道事業の手引き (日本水道新聞社)
2. 下水道計画の手引き (全国建設研修センター)
3. 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル (国土交通省, 農林水産省, 環境省)
4. 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説 (国土交通省)
5. 下水道施設計画・設計指針と解説 (日本下水道協会)
6. 下水道維持管理指針 (日本下水道協会)
7. 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説 (日本下水道協会)
8. 下水道事業コスト構造改善プログラム (国土交通省)
9. 下水道事業における費用効果分析マニュアル (国土交通省)
10. バイオソリッド活用基本計画 (下水汚泥処理総合計画) 策定マニュアル (日本下水道協会)
11. 新都市計画の手続 (都市計画協会)

〔2〕特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「公共下水道全体計画業務委託一般仕様書」第1章 1.1 及び 1.2 に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書によるものとする。

2. 業務の内容

業務の内容は、下記のとおりとする。

○中条処理区

- (1) 全体計画 (単独公共下水道, 流域関連公共下水道)
(汚水・雨水計画共, 汚水計画のみ, 雨水計画のみ)
対象面積：約 1124.00 ha ※区域は別添図のとおり

【汚水】

(単位：ha)

対象地区名	既全体計画	追加	合計
中条処理区	788.00	335.80	1123.80

- (2) 測 量 (あり, なし)

1) 3級水準測量：約 8.00 km

3. その他特記事項

- (1) 雨水計画関連資料収集整理 (あり, なし)
- (2) 雨水流出量算定諸元(計画降雨強度, 流出係数)の算定 (あり, なし)
- (3) 既設主要水路の概略流下能力 (あり, なし)
- (4) 令和4年度「農業集落排水(中条乙・黒川)処理区の公共下水道統合詳細設計報告書」において公共下水道への接続が有利と判定された農業集落排水地区の中条乙処理区および黒川処理区を胎内市公共下水道(中条処理区)の全体計画へ追加する。
- (5) 全体計画の目標年次を見直すとともに計画フレームについても最新の数値へ見直しを行う。
- (6) 区画割施設平面図の作成
中条乙処理区および黒川処理区の追加に伴い、当該地区について新たに区画割施設平面図を作成する。
- 1) 対象面積 約 336.00ha (中条乙処理区 187.80ha+黒川処理区 148.00ha)
- 2) 作業項目 別紙標準作業内容のとおり

II 都市計画決定図書作成業務

2 業務委託標準仕様書

〔1〕一般仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、胎内市において、公共下水道計画を定めるに当り、特記仕様書に示す事項に係る、都市計画法第14条に規定する都市計画の図書を作成することを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って胎内市の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

- (イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 職務分担表
- (ホ) 完了届 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又は RCCM（下水道部門）の資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。
- (3) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又は RCCM（下水道部門）の資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。
- (4) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

- (1) 受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に胎内市の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、胎内市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

(4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.12 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 参考資料の貸与

胎内市は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1.14 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、胎内市、受注者の協議によるものとする。

第2章 図書の作成

2.1 一般的事項

受注者は、図書の作成に当り、他の都市計画との関連性について考慮し、問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

2.2 業務の手順

- (1) 業務は、十分協議打合せの後施行するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

2.3 図書の作成

受注者は、胎内市の提供した資料、受注者の調査した事項及び関係者の打合せ結果等を、十分検討した後、関係法令を遵守し、別紙「標準業務内容」に基づき作成するものとする。

2.4 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認ならびに作業内容の照査を行う。

第3章 提出図書

3.1 提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 計画図書

(イ) 計画書

(ロ) 計画図

①下水道計画総括図（縮尺 1/25,000 程度）

都市計画総括図 5部

②終末処理場、計画平面図（縮尺 1/1,000 程度）

白焼き着色 5部

(ハ) その他参考図書

(2) 打合せ議事録

(3) 電子成果品一式

第4章 参考図書

4.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

1. 下水道事業の手引き（日本水道新聞社）
2. 下水道計画の手引き（全国建設研修センター）
3. 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省，農林水産省，環境省）
4. 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省）
5. 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
6. 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
7. 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
8. 下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省）
9. 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）
10. バイオソリッド利活用基本計画（下水汚泥処理総合計画）策定マニュアル（日本下水道協会）
11. 新都市計画の手続（都市計画協会）

〔2〕特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「都市計画決定図書作成業務委託一般仕様書」第1章1.1及び1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書によるものとする。

2. 業務の内容

業務の内容は、下記のとおりとする。

○中条処理区

(1) 都市計画決定 (単独公共下水道, 流域関連公共下水道)

(汚水・雨水計画共, 汚水計画のみ, 雨水計画のみ)

対象面積 約 497.00ha ※区域は別添図のとおり

【汚水・雨水】

(単位：ha)

対象地区名	都市計画決定	追加	合計	平均
中条処理区(汚水)	476.00	45.60	521.60	496.80
中条処理区(雨水)	472.00	0	472.00	

3. その他特記事項

- (1) 下水排除面積が1000ha以上の管渠を有する場合は、別途計画図を作成するものとする。
- (2) 全体計画への追加に伴い、中条乙処理区の用途地域(45.60ha)を都市計画へ追加する。

Ⅲ 公共下水道全体計画業務委託

1 業務委託標準仕様書

〔1〕一般仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、胎内市において、公共下水道事業計画を定めるに当たり、特記仕様書に示す事項につき下水道に関する全体計画を作成することを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の義務

受注者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って胎内市の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

- (イ) 着手届
- (ロ) 工程表
- (ハ) 管理技術者届
- (ニ) 職務分担表
- (ホ) 完了届
- (ヘ) 納品書
- (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

(1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又は RCCM（下水道部門）の資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。

(3) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又は RCCM（下水道部門）の資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。

(4) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

(1) 受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査及び納品

(1) 受注者は、成果品完成後に胎内市の審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、胎内市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

(4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.12 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 参考資料の貸与

胎内市は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1.14 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、胎内市、受注者の協議によるものとする。

第2章 計画

2.1 一般的事項

受注者は、調査及び設計に当り、地域社会の動向、国土形成計画、地方総合開発計画、都道府県総合開発計画、その他の上位計画、土地利用その他、地域地区の計画、都市計画に関する基礎調査との関連性、公害防止計画との整合性、事業の施行、施設の維持管理及び総合的効果等について十分な検討を加えたとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

2.2 業務の手順

- (1) 業務は、十分協議打合せの後施行するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

2.3 現地踏査

現地踏査は計画対象区域のみならず、区域外であっても関連のある地区については、地形及び排水系統等について十分な調査を行わなければならない。

2.4 調査及び計画

受注者は、胎内市より提供した資料、受注者が調査収集した資料及び関係者の打合せ結果等を十分検討した後、別紙「標準業務内容」に基づいて全体計画を作成するものとする。

2.5 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認ならびに作業内容の照査を行う。

第3章 提出図書

3.1 提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 下水道全体計画図書

- | | | | |
|------------------------------------|-------|----|----------|
| (イ) 下水道全体計画説明書 | A4判製本 | 5部 | |
| (ロ) 下水道全体計画一般図(汚水のみ)(縮図1/10,000程度) | | | 白焼き5部と原図 |
| (ハ) 区画割施設平面図(汚水のみ)(縮尺1/2,500程度) | | | 白焼き5部と原図 |

- (二) 幹線管渠縦断面図（汚水のみ）（縮尺横 1/2, 500 程度, 縦 1/100 程度） 白焼き 5 部と原図
- (ホ) 管渠の流量計算書（汚水のみ） 白焼き 5 部と原図
- (ヘ) ポンプ施設（縮尺 1/2, 500 程度） 白焼き 5 部と原図

(2) その他参考図書

- (イ) 区画割平面図（汚水のみ）（縮尺 1/2, 500 程度）
- (ロ) 枝線の管渠流量計算書

(3) 打合せ議事録

(4) 電子成果品一式

第 4 章 参考図書

4.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

1. 下水道事業の手引き（日本水道新聞社）
2. 下水道計画の手引き（全国建設研修センター）
3. 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省，農林水産省，環境省）
4. 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省）
5. 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
6. 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
7. 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
8. 下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省）
9. 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）
10. バイオソリッド利活用基本計画（下水汚泥処理総合計画）策定マニュアル（日本下水道協会）
11. 新都市計画の手続（都市計画協会）

〔2〕特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「公共下水道全体計画業務委託一般仕様書」第1章 1.1 及び 1.2 に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書によるものとする。

2. 業務の内容

業務の内容は、下記のとおりとする。

○紫雲寺処理区

- (1) 全体計画 (単独公共下水道, 流域関連公共下水道)
(汚水・雨水計画共, 汚水計画のみ, 雨水計画のみ)
対象面積：約 260.00ha ※区域は別添図のとおり

【汚水】

(単位：ha)

対象地区名	既全体計画	追加	合計
紫雲寺処理区	259.45	0	259.45

- (2) 測 量 (あり, なし)

3. その他特記事項

- (1) 雨水計画関連資料収集整理 (あり, なし)
(2) 雨水流出量算定諸元(計画降雨強度, 流出係数)の算定 (あり, なし)
(3) 既設主要水路の概略流下能力 (あり, なし)
(4) 新発田市紫雲寺処理区で集められた汚水は胎内市中条処理区へ流入し、中条浄化センターにて汚水処理を行っている。そのことより、胎内市中条処理区の目標年次および計画フレームの見直しに伴い、紫雲寺処理区の目標年次および計画フレームの見直しが必要となり本業務で行うものとする。計画の見直しにあたっては胎内市中条処理区で使用する数値データと整合を図れるよう十分に留意すること。

公共下水道全体計画業務（中条処理区）

○標準業務内容

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
1. 基礎調査		
1-1 現地踏査	<p>計画区域の地域特性の把握</p> <p>計画区域の土地利用の把握</p>	<p>地勢、生活環境、道路状況、交通状況、河川水路状況、河川水路汚濁状況、家屋の状況、既存下水道関連施設の状況、主要地下埋設物状況</p> <p>土地利用形態の現況、処理場用地状況</p>
1-2 都市計画関連資料収集・整理	<p>地域特性の整理</p> <p>都市計画の整理</p>	<p>地形図（1/25,000, 1/10,000, 1/2,500）、地誌、気象、地質図、ボーリング資料、地下水位資料、道路の現況と計画（種別、幅員、計画施工年次、歩道の有無、地下埋設物等）、鉄道、高速道路、港湾、埋立等の計画</p> <p>各種長期計画、都市計画区域、市街化区域及び市街化調整区域、D I D区域、都市計画用途地域図、土地利用計画、土地区画整理、住宅・工業等団地計画、公園緑地、土地改良（圃場整備事業、農業用水路改良事業等）計画等</p>
1-3 污水計画関連資料収集・整理	<p>人口、工業生産の整理 人口の推移等 人口密度の地域分布 工場排水量の現況等</p> <p>畜産の推移等の整理</p> <p>水道施設関係の整理 上水道・工業用水道の現況と計画 給水種別による使用状況地域分布</p> <p>環境上の規制の整理 水質環境基準の類型と基準点 放流水質の上乗せ規制、臭気、騒音、振動に関する規制</p>	<p>関連資料、人口統計（行政人口、自然増と社会増、観光人口）、上位（国、県、地方）計画</p> <p>字別の人口、字界図</p> <p>工業統計（製造品出荷額、工場敷地面積、従業員数等）及び工場排水量関連資料、特定施設資料</p> <p>畜産頭数及び畜産排水量資料</p> <p>年度別給水量、給水人口、給水対象工場、普及率、計画給水人口と給水量の時間変動、取水地点、井戸調査</p> <p>用途別（住宅・営業・工場等）給水量、大口（大病院、学校、デパート等）給水量</p> <p>処理場放流予定地の流量・水質データの収集（現地での測定は別途業務）</p>
1-4 雨水計画関連資料収集・整理	<p>降雨特性の整理 —短時間降雨データの収集、— —収集データの整理</p> <p>雨水の排水系の整理 —農業用排水施設及び主要水路の位置と規模 —河川の現況と改修計画 —浸水状況</p>	<p>管轄、等級、流域界、平面図、縦横断面図、水位、流量、取水口、吐口地点、浸水区域、原因、頻度、程度</p>
1-5 既存の下水道及びし尿処理の状況	<p>流域別下水道整備総合計画及び公共下水道・都市下水路等の既計画資料の整理</p> <p>流域下水道（関連公共都市の場合）計画に関する資料の整理</p> <p>既存施設についての必要資料とデータの収集</p> <p>下水道類似施設・し尿処理等の状況の整理</p>	<p>施工年次と区域、施設の概要、ポンプ場・処理場の運転実績</p> <p>集落排水事業等の概要、し尿処理、浄化槽等の現況計画資料</p> <p>集落排水事業等の概要、し尿処理、浄化槽等の現況計画資料</p>
1-6 まとめと照査	<p>作業項目における方針の確定・確認と照査</p>	<p>「基礎調査」における方針の確定・確認と作業内容の照査</p>

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
2. 下水道整備の基本方針の確認	区域の確認 整備手法の確認 排除方式の確認	下水道整備必要区域の確認 公共下水道, 特定環境保全公共下水道, その他下水道区域の確認
3. 基本事項の検討		
3-1 整備目標	目標年次の設定	
3-2 計画区域の確認	区域の設定 区域の分割	目標年次における予想市街化区域又は必要対象区域 分区の設定
3-3 計画フレームの設定	計画人口の設定 計画工業出荷額の設定	目標年次における計画行政人口の予測, 行政区域の計画値から地区・分区への配分, 計画観光人口の設定 行政区域の工業出荷額の予測, 行政区域の計画値から地区, 分区への配分
3-4 汚水量原単位	家庭汚水量原単位の設定 観光汚水量原単位の設定 工場排水量原単位の設定 水量変動率の設定	生活汚水量の設定, 営業用水率を分区域に設定, 地下水混入率の設定 宿泊・日帰り客別に設定 日最大率・時間変動率の設定, 季節による変化(工場・観光等)の分析・設定
3-5 計画汚水量	家庭, 営業, 観光, 工場等計画汚水量の算定	分区域日平均・日最大及び時間最大量の算定
3-6 汚濁負荷原単位	家庭汚水汚濁負荷原単位の設定 観光汚水汚濁負荷原単位の設定 工業排水汚濁負荷原単位の設定	
3-7 計画汚濁負荷量	家庭, 営業, 観光, 工場等計画汚濁負荷量の算定 処理場流入水質の算定	
3-8 計画降雨強度	降雨強度公式の選定 確率降雨強度式の決定 —5年, 7年, 10年確率等	
3-9 流出係数の算定	最大流出量の算定式の選定 流出係数の設定	流入時間の設定 用途地域・排水区別の平均流出係数の設定
3-10 設計基準の確認	平均流速公式・粗度係数の設定 最小管径の設定 最小及び最大設計流速の設定 管渠の余裕率の設定 管渠の接合方法の確認 最小土被りの確認	汚水及び雨水管渠について 汚水及び雨水管渠について 汚水及び雨水管渠について 汚水及び雨水管渠について 汚水及び雨水管渠について, 道路等級別及び河川・鉄道等に対して設定
3-11 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「基本事項の検討」における方針の確定・確認と作業内容の照査
4. 根幹的施設の配置の検討		
4-1 処理場位置の選定		処理場位置, 敷地, 吐口の選定
4-2 放流水質の概略検討	放流地点, 放流水質の検討 下水処理による水質向上の見通しの検討	削減効果の判定
4-3 幹線ルート	幹線ルートの設定	代替案の検討を含む。
4-4 ポンプ場の必要性の検討	中継ポンプ場の検討 雨水ポンプ場の検討	位置, 能力, 圧送管ルート等の検討 位置, 敷地, 能力の検討

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
4-5-まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「根幹的施設の配置の検討」における方針の確定・確認と作業内容の照査
5. 污水管渠計画		
5-1-測量(別途計上)	予想幹線ルートに沿った地盤高の測量	道路交点, 地形変化点, 幹線布設高に影響を及ぼすと予想される低地盤地点, 河川, 水路, 鉄道等の横断部の必要箇所
5-2-平面図	一般図, 幹線区画割施設平面図の作成	全体計画区域, 分区界, 幹線ルート, ポンプ場, 処理場の位置, 水質環境基準の類型, 類型区間の範囲, 水質基準点の位置等 管渠記号, 区画割線, 面積, 形状寸法, 勾配, 路線延長, 分区界等
5-3-流量計算	幹線の汚水流下量の算定	面積の測定, 幹線各点の流量計算
5-4-縦断面図	幹線の縦断面図の作成	各区間の管渠の形状, 寸法, 勾配の決定, 縦断面図の作成, 伏越しの検討
5-5-関連管理者協議用図書		
5-6-まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「污水管渠計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査
6. 雨水管渠計画		
6-1-測量(別途計上)	予想主要排水路に沿った地盤高及び既存水路(河川を除く)の縦横断測量	5-1の場合と同様, 吐口地点の河海等の底高, 水面高, 堤防高等
6-2-既設主要水路の概略流下能力		
6-3-平面図	一般図, 幹線区画割施設平面図の作成	全体計画区域, 排水区, 幹線ルート, ポンプ場の位置等 管渠記号, 区画割線, 面積, 形状寸法, 勾配, 路線延長, 分区界等
6-4-流量計算	幹線の雨水流下量の算定	面積の測定, 幹線各点の流量計算
6-5-縦断面図	幹線の縦断面図の作成	
6-6-吐口の検討	現況位置との整合, 統合の検討	
6-7-関連管理者協議用図書		
6-8-雨水流出抑制対策の必要性の検討		検討の結果抑制策が必要なら別途業務
6-9-まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「雨水管渠計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査
7. 污水ポンプ場計画		
7-1-容量計算	主要施設の能力検討	
7-2-施設計画	施設フロー及び施設配置の検討	
7-3-図面作成	污水中継ポンプ場の概略計画図の作成	位置図, 一般平面図, 水位関係図
7-4-関連管理者協議用図書		
7-5-まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「污水ポンプ場計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
8. 雨水ポンプ場計画 8-1 容量計算 8-2 施設計画 8-3 図面作成 8-4 関連管理者協議用図書 8-5 まとめと照査	主要施設の能力検討 施設フロー及び施設配置の検討 雨水排水ポンプ場の概略計画図の作成 作業項目における方針の確定・確認と照査	位置図, 一般平面図, 水位関係図 「雨水ポンプ場計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査
9. 終末処理場計画 9-1 水処理方式の検討 9-2 汚泥処理処分方法の検討 9-3 容量計算 9-4 施設計画 9-5 図面作成 9-6 関連管理者協議用図書 9-7 まとめと照査	水処理方式の検討, 建設費, 維持管理費の比較 汚泥処理処分方法の検討 主要施設の能力検討 処理フロー及び施設配置の検討 終末処理場の概略計画図の作成 作業項目における方針の確定・確認と照査	位置図, 一般平面図, 水位関係図 「終末処理場計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査
10. 環境への影響調査 (別途業務)		
11. 財政計画の策定 11-1 概算事業費 11-2 事業計画	汚水施設の概算事業費の算出 雨水施設の概算事業費の算出 段階的建設計画の策定	面整備費, 汚水幹線・汚水ポンプ場・終末処理場建設費 面整備費, 雨水幹線・雨水ポンプ場建設費 年度別事業費の算出
12. 提出図書の作成	報告書の作成 提出図書の作成 打合せ議事録の作成	全体計画説明書 一般図, 区画割施設平面図, 縦断面図, ポンプ場及び終末処理場の位置図, 一般平面図, 水位関係図 流量計算書, 各種計算書, 関係図書

区画割施設平面図の作成（中条乙処理区・黒川処理区）

○標準業務内容

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
1. 污水管きよ計画		
1-1 測量（別途計上）	事業計画区域内の道路地盤高の測量	道路交点、地形変化点、低地盤地点、河川、水路、鉄道等の横断部の必要箇所
1-2 施設設計・点検の基方針	設計・点検の基本事項の確認	既設管きよの取扱い、点検箇所選定方針の検討、点検箇所と点検頻度並びに点検方法の検討・確認等当該自治体の管きよ施設に係る制約条件の確認
1-3 枝線ルートの設定	ルートの流向の決定 現地踏査	地形、主要な地下埋設物、現地調査等を考慮した認可区域内の枝線配置の検討 宅地地盤との関連確認、地形の確認、歩道橋、地下道の確認、立体交差（道路、路線）の位置、高さの確認等
1-4 区画割及び面積測定	路線毎の区画割・面積測定	枝線管きよを含む路線毎の管きよ記号、排水区画割線の記入及び面積の測定・調整
1-5 流量計算	路線ごとの汚水流下量の算定	枝線管きよを含む管きよ記号、排水面積（各線、追加）、管きよ延長（各線、追加）、人口密度、人口（各線、追加）、その他水量、汚水流出量等
1-6 雨水管きよ計画との調整	雨水管きよとの競合路線、交差部のチェック	主要な管きよの競合部における占用位置の確保及び交差部におけるクリアランスの確保
1-7 区画割平面図作成		枝線管きよを含む管きよ記号、区画割線、面積、分区界等の記入
1-8 幹線管きよ縦断面図作成		主要な管きよ（20ヘクタール以上）の縦断、幹線の名称、管きよ記号、各区間の距離、地盤高、管きよの形状、寸法、勾配、管底高等の記入
1-9 幹線管きよの施設平面図作成（拡大区域）		主要な管きよ（20ヘクタール以上）の施設平面、処理区の名称、幹線の名称、管きよ記号、各区画の距離、管きよの形状、寸法、勾配、点検を行うためのマンホールの位置の記入
1-10 幹線管きよの施設平面図作成（既存区域）：別途業務		主要な管きよ（20ヘクタール以上）の施設平面、処理区の名称、幹線の名称、管きよ記号、各区画の距離、管きよの形状、寸法、勾配、点検を行うためのマンホールの位置の記入
1-11 幹線管きよの流量計算表作成		主要な管きよ（20ヘクタール以上）の管きよ記号、排水面積、管きよ延長、その他水量、汚水流出量、管きよの形状、寸法、勾配、地盤高、管底高等の記入
1-12 下水道計画一般図作成		全体計画区域、処理区、計画区域、分区界、幹線ルート、ポンプ場、処理場の位置及び各名称、水質環境基準の類型、類型区間の範囲、水質基準点の位置等の記入
1-13 特殊構造物の構造図作成（別途業務）	特殊構造物の平面図、断面図	伏越し、水管橋等
1-14 関連管理者協議用図書作成	鉄道、国道、県道、河川等の管理者との協議用図書の作成	位置図、平面図、縦横断面図等の作成
1-15 概算事業費の算出	総延長及び主要な管きよの管径別延長積算、概算事業費積算	補助、単独管きよの区分
1-16 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「污水管きよ計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査

都市計画決定図書作成業務（中条処理区）

○標準業務内容

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
1. 基本事項の打合せ	要望事項の打合せ 計画決定作業方針打合せ	要望事項の内容把握 計画決定のスケジュール、計画内容の打合せ及び低減、全体計画の確認
2. 総括図	下水道総括図の作成	縮尺 1/25,000 程度、都市計画総括図
3. 計画図	ポンプ場計画図の作成 終末処理場計画図の作成	縮尺 1/1,000 程度——白焼き着色 縮尺 1/1,000 程度 白焼き着色 丈量図が必要な場合は縮尺 1/500 程度で作成（測量は別途業務） 管きょ計画図を作成する場合は別途業務
4. 計画書	計画書の作成 理由書の作成	ワープロ・コピー ワープロ・コピー
5. 参考図書	計画概要書の作成 都市計画審議会用関連図書の作成 ポンプ場水位関係図の整理 終末処理場水位関係図の整理	ワープロ・コピー 付図の作成（都道府県用、市町村用） カラーコピー等図書の複製費は別途計上 白焼き 白焼き 主要な管きょ縦断面図、流量表を作成する場合は別途業務 新旧対照表等その他の参考図書を作成する場合は別途業務
6. まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「都市計画決定図書の作成」における方針の確定・確認と作業内容の照査

公共下水道全体計画業務（紫雲寺処理区）

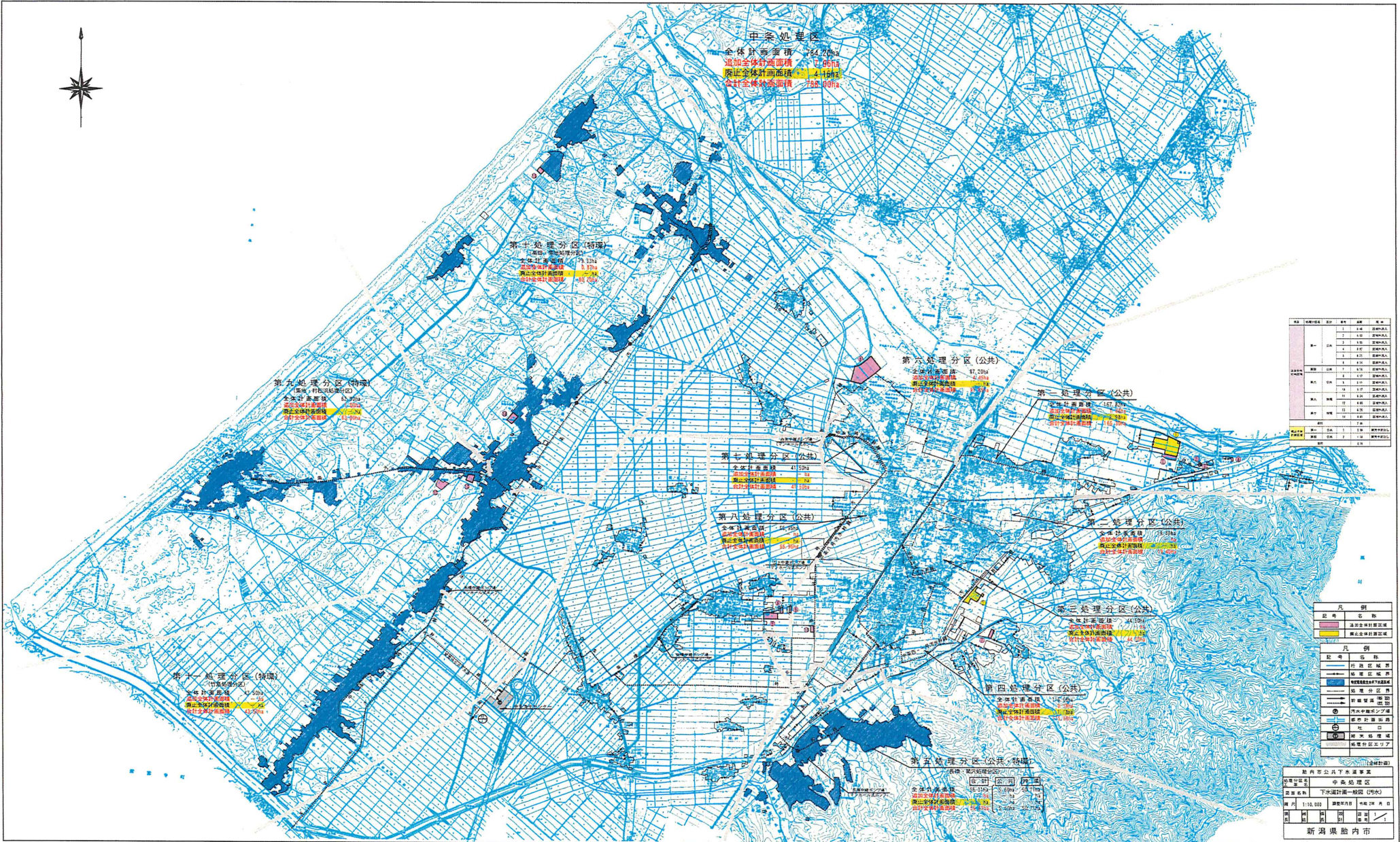
○標準業務内容

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
1. 基礎調査		
1-1 現地踏査	<p>計画区域の地域特性の把握</p> <p>計画区域の土地利用の把握</p>	<p>地勢、生活環境、道路状況、交通状況、河川水路状況、河川水路汚濁状況、家屋の状況、既存下水道関連施設の状況、主要地下埋設物状況</p> <p>土地利用形態の現況、処理場用地状況</p>
1-2 都市計画関連資料収集・整理	<p>地域特性の整理</p> <p>都市計画の整理</p>	<p>地形図（1/25,000, 1/10,000, 1/2,500）、地誌、気象、地質図、ボーリング資料、地下水位資料、道路の現況と計画（種別、幅員、計画施工年次、歩道の有無、地下埋設物等）、鉄道、高速道路、港湾、埋立等の計画</p> <p>各種長期計画、都市計画区域、市街化区域及び市街化調整区域、D I D区域、都市計画用途地域図、土地利用計画、土地区画整理、住宅・工業等団地計画、公園緑地、土地改良（圃場整備事業、農業用水路改良事業等）計画等</p>
1-3 汚水計画関連資料収集・整理	<p>人口、工業生産の整理 人口の推移等 人口密度の地域分布 工場排水量の現況等</p> <p>畜産の推移等の整理</p> <p>水道施設関係の整理 上水道・工業用水道の現況と計画 給水種別による使用状況地域分布</p> <p>環境上の規制の整理 水質環境基準の類型と基準点 放流水質の上乗せ規制、臭気、騒音、振動に関する規制</p>	<p>関連資料、人口統計（行政人口、自然増と社会増、観光人口）、上位（国、県、地方）計画 字別の人口、字界図 工業統計（製造品出荷額、工場敷地面積、従業員数等）及び工場排水量関連資料、特定施設資料</p> <p>畜産頭数及び畜産排水量資料</p> <p>年度別給水量、給水人口、給水対象工場、普及率、計画給水人口と給水量の時間変動、取水地点、井戸調査 用途別（住宅・営業・工場等）給水量、大口（大病院、学校、デパート等）給水量</p> <p>処理場放流予定地の流量・水質データの収集（現地での測定は別途業務）</p>
1-4 雨水計画関連資料収集・整理	<p>降雨特性の整理 —短時間降雨データの収集、— —収集データの整理</p> <p>雨水の排水系の整理 —農業用排水施設及び主要水路の位置と規模 —河川の現況と改修計画 —浸水状況</p>	<p>管轄、等級、流域界、平面図、縦横断面図、水位、流量、取水口、吐口地点、浸水区域、原因、頻度、程度</p>
1-5 既存の下水道及びし尿処理の状況	<p>流域別下水道整備総合計画及び公共下水道・都市下水路等の既計画資料の整理 流域下水道（関連公共都市の場合）計画に関する資料の整理</p> <p>既存施設についての必要資料とデータの収集</p> <p>下水道類似施設・し尿処理等の状況の整理</p>	<p>施工年次と区域、施設の概要、ポンプ場・処理場の運転実績 集落排水事業等の概要、し尿処理、浄化槽等の現況計画資料</p> <p>集落排水事業等の概要、し尿処理、浄化槽等の現況計画資料</p>
1-6 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「基礎調査」における方針の確定・確認と作業内容の照査

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
2. 下水道整備の基本方針の確認	区域の確認 整備手法の確認 排除方式の確認	下水道整備必要区域の確認 公共下水道, 特定環境保全公共下水道, その他下水道区域の確認
3. 基本事項の検討		
3-1 整備目標	目標年次の設定	
3-2 計画区域の確認	区域の設定 区域の分割	目標年次における予想市街化区域又は必要対象区域 分区の設定
3-3 計画フレームの設定	計画人口の設定 計画工業出荷額の設定	目標年次における計画行政人口の予測, 行政区域の計画値から地区・分区への配分, 計画観光人口の設定 行政区域の工業出荷額の予測, 行政区域の計画値から地区, 分区への配分
3-4 汚水量原単位	家庭汚水量原単位の設定 観光汚水量原単位の設定 工場排水汚水量原単位の設定 水量変動率の設定	生活汚水量の設定, 営業用水率を分区域に設定, 地下水混入率の設定 宿泊・日帰り客別に設定 日最大率・時間変動率の設定, 季節による変化(工場・観光等)の分析・設定
3-5 計画汚水量	家庭, 営業, 観光, 工場等計画汚水量の算定	分区域日平均・日最大及び時間最大量の算定
3-6 汚濁負荷量原単位	家庭汚水汚濁負荷量原単位の設定 観光汚水汚濁負荷量原単位の設定 工業排水汚濁負荷量原単位の設定	
3-7 計画汚濁負荷量	家庭, 営業, 観光, 工場等計画汚濁負荷量の算定 処理場流入水質の算定	
3-8 計画降雨強度	降雨強度公式の選定 確率降雨強度式の決定 —5年, 7年, 10年確率等	
3-9 流出係数の算定	最大流出量の算定式の選定 流出係数の設定	流入時間の設定 用途地域・排水区別の平均流出係数の設定
3-10 設計基準の確認	平均流速公式・粗度係数の設定 最小管径の設定 最小及び最大設計流速の設定 管渠の余裕率の設定 管渠の接合方法の確認 最小土被りの確認	汚水及び雨水管渠について 汚水及び雨水管渠について 汚水及び雨水管渠について 汚水及び雨水管渠について 汚水及び雨水管渠について, 道路等級別及び河川・鉄道等に対して設定
3-11 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「基本事項の検討」における方針の確定・確認と作業内容の照査
4. 根幹的施設の配置の検討		
4-1 処理場位置の選定		処理場位置, 敷地, 吐口の選定
4-2 放流水質の概略検討	放流地点, 放流水質の検討 下水処理による水質向上の見通しの検討	削減効果の判定
4-3 幹線ルート of 検討	幹線ルート of 設定	代替案の検討を含む。
4-4 ポンプ場の必要性の検討	中継ポンプ場の検討 雨水ポンプ場の検討	位置, 能力, 圧送管ルート等の検討 位置, 敷地, 能力の検討

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
4-5-まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「根幹的施設の配置の検討」における方針の確定・確認と作業内容の照査
5. 汚水管渠計画		
5-1-測量(別途計上)	予想幹線ルートに沿った地盤高の測量	道路交点、地形変化点、幹線布設高に影響を及ぼすと予想される低地盤地点、河川、水路、鉄道等の横断部の必要箇所
5-2-平面図	一般図、幹線区画割施設平面図の作成	全体計画区域、分区界、幹線ルート、ポンプ場、処理場の位置、水質環境基準の類型、類型区間の範囲、水質基準点の位置等 管渠記号、区画割線、面積、形状寸法、勾配、路線延長、分区界等
5-3-流量計算	幹線の汚水流下量の算定	面積の測定、幹線各点の流量計算
5-4-縦断面図	幹線の縦断面図の作成	各区間の管渠の形状、寸法、勾配の決定、縦断面図の作成、伏越しの検討
5-5-関連管理者協議用図書		
5-6-まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「汚水管渠計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査
6. 雨水管渠計画		
6-1-測量(別途計上)	予想主要排水路に沿った地盤高及び既存水路(河川を除く)の縦横断測量	5-1の場合と同様、吐口地点の河海等の底高、水面高、堤防高等
6-2-既設主要水路の概略流下能力		
6-3-平面図	一般図、幹線区画割施設平面図の作成	全体計画区域、排水区、幹線ルート、ポンプ場の位置等 管渠記号、区画割線、面積、形状寸法、勾配、路線延長、分区界等
6-4-流量計算	幹線の雨水流下量の算定	面積の測定、幹線各点の流量計算
6-5-縦断面図	幹線の縦断面図の作成	
6-6-吐口の検討	現況位置との整合、統合の検討	
6-7-関連管理者協議用図書		
6-8-雨水流出抑制対策の必要性の検討		検討の結果抑制策が必要なら別途業務
6-9-まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「雨水管渠計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査
7. 汚水ポンプ場計画		
7-1-容量計算	主要施設の能力検討	
7-2-施設計画	施設フロー及び施設配置の検討	
7-3-図面作成	汚水中継ポンプ場の概略計画図の作成	位置図、一般平面図、水位関係図
7-4-関連管理者協議用図書		
7-5-まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「汚水ポンプ場計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
8. 雨水ポンプ場計画 8-1 容量計算 8-2 施設計画 8-3 図面作成 8-4 関連管理者協議用図書 8-5 まとめと照査	主要施設の能力検討 施設フロー及び施設配置の検討 雨水排水ポンプ場の概略計画図の作成 作業項目における方針の確定・確認と照査	位置図, 一般平面図, 水位関係図 「雨水ポンプ場計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査
9. 終末処理場計画 9-1 水処理方式の検討 9-2 汚泥処理処分方法の検討 9-3 容量計算 9-4 施設計画 9-5 図面作成 9-6 関連管理者協議用図書 9-7 まとめと照査	水処理方式の検討, 建設費, 維持管理費の比較 汚泥処理処分方法の検討 主要施設の能力検討 処理フロー及び施設配置の検討 終末処理場の概略計画図の作成 作業項目における方針の確定・確認と照査	位置図, 一般平面図, 水位関係図 「終末処理場計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査
10. 環境への影響調査 -(別途業務)-		
11. 財政計画の策定 11-1 概算事業費 11-2 事業計画	汚水施設の概算事業費の算出 雨水施設の概算事業費の算出 段階的建設計画の策定	面整備費, 汚水幹線・汚水ポンプ場・終末処理場建設費 面整備費, 雨水幹線・雨水ポンプ場建設費 年度別事業費の算出
12. 提出図書の作成	報告書の作成 提出図書の作成 打合せ議事録の作成	全体計画説明書 一般図, 区画割施設平面図, 縦断面図, ポンプ場及び終末処理場の位置図, 一般平面図, 水位関係図 流量計算書, 各種計算書, 関係図書



区分	名称	種別	面積	人口
第一	第一処理分区	公共	13.89	10,000
第二	第二処理分区	公共	167.37	100,000
第三	第三処理分区	公共	44.93	10,000
第四	第四処理分区	公共	14.65	10,000
第五	第五処理分区	公共,特環	10.74	10,000
第六	第六処理分区	公共	47.20	10,000
第七	第七処理分区	公共	14.95	10,000
第八	第八処理分区	公共	41.58	10,000
第九	第九処理分区	特環	23.99	10,000
第十	第十処理分区	特環	2.50	10,000
第十一	第十一処理分区	特環	4.05	10,000
中条	中条処理区	特環	768.00	100,000
計			1,200.00	1,000,000

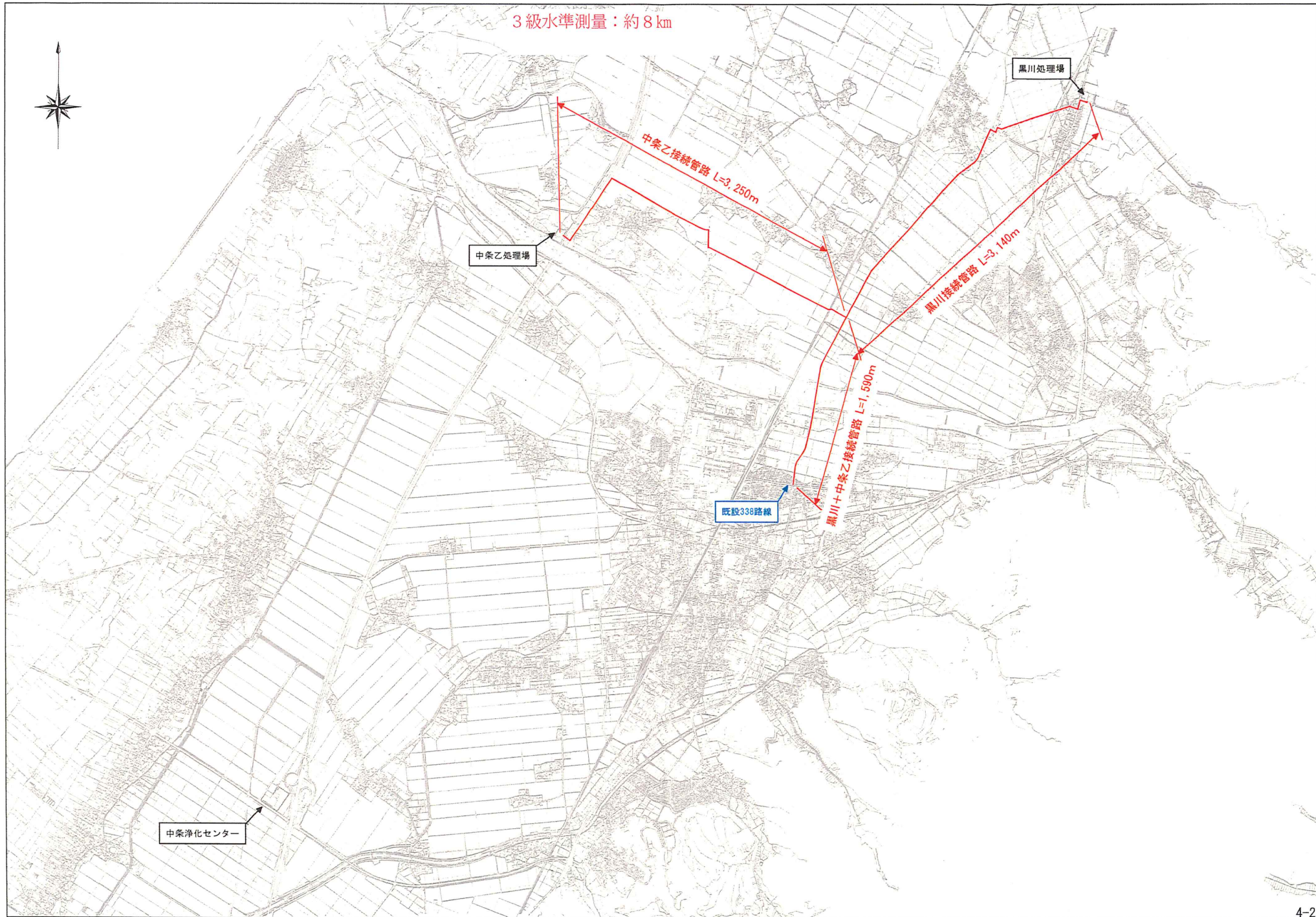
記号	名称
[Blue Shaded Area]	処理区区域
[Pink Shaded Area]	追加全体計画区域
[Yellow Shaded Area]	廃止全体計画区域
[Blue Line]	延長分区界
[Blue Line]	処理区界
[Blue Line]	河川中線
[Blue Line]	河川中線減少区
[Blue Line]	境界
[Blue Line]	境界延長
[Blue Line]	境界延長延長
[Blue Line]	境界延長延長延長

凡例	
記号	名称
[Blue Shaded Area]	処理区区域
[Pink Shaded Area]	追加全体計画区域
[Yellow Shaded Area]	廃止全体計画区域
[Blue Line]	延長分区界
[Blue Line]	処理区界
[Blue Line]	河川中線
[Blue Line]	河川中線減少区
[Blue Line]	境界
[Blue Line]	境界延長
[Blue Line]	境界延長延長
[Blue Line]	境界延長延長延長

[全体計画]	
管内公共下水道事業	中条処理区
事業名称	下水道計画一般図(汚水)
縮尺	1:15,000
製図年月日	平成24年 月 日
製図者	[Name]
製図機	[Machine]
製図ソフト	[Software]
製図場所	[Location]

新潟県船内市

3級水準測量：約8km



中条浄化センター

中条乙処理場

黒川処理場

既設338路線

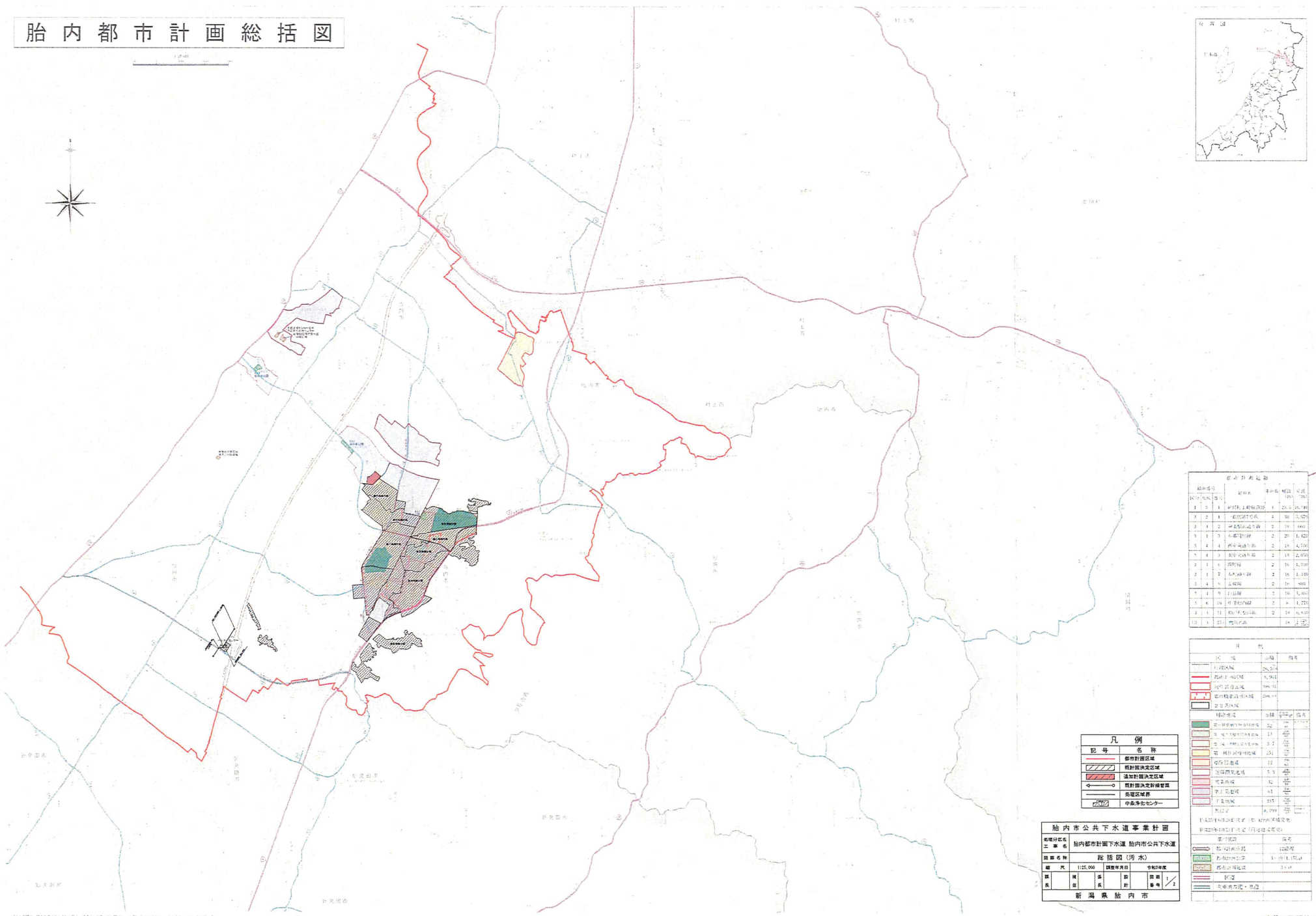
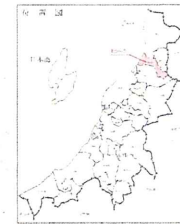
中条乙接続管路 L=3, 250m

黒川接続管路 L=3, 140m

黒川+中条乙接続管路 L=1, 590m

胎内都市計画総括図

1:25,000



区域番号	区域名	面積(㎡)	延床面積(㎡)
1	第一種都市計画区域	1,234,567	15,678,901
2	第二種都市計画区域	2,345,678	28,901,234
3	第三種都市計画区域	3,456,789	43,210,987
4	第四種都市計画区域	4,567,890	56,789,012
5	第五種都市計画区域	5,678,901	70,123,456
6	第六種都市計画区域	6,789,012	84,567,890
7	第七種都市計画区域	7,890,123	98,901,234
8	第八種都市計画区域	8,901,234	112,345,678
9	第九種都市計画区域	9,012,345	126,789,012
10	第十種都市計画区域	10,123,456	141,234,567
11	第十一種都市計画区域	11,234,567	155,678,901
12	第十二種都市計画区域	12,345,678	170,123,456
13	第十三種都市計画区域	13,456,789	184,567,890
14	第十四種都市計画区域	14,567,890	199,012,345
15	第十五種都市計画区域	15,678,901	213,456,789
16	第十六種都市計画区域	16,789,012	227,901,234
17	第十七種都市計画区域	17,890,123	242,345,678
18	第十八種都市計画区域	18,901,234	256,789,012
19	第十九種都市計画区域	19,012,345	271,234,567
20	第二十種都市計画区域	20,123,456	285,678,901

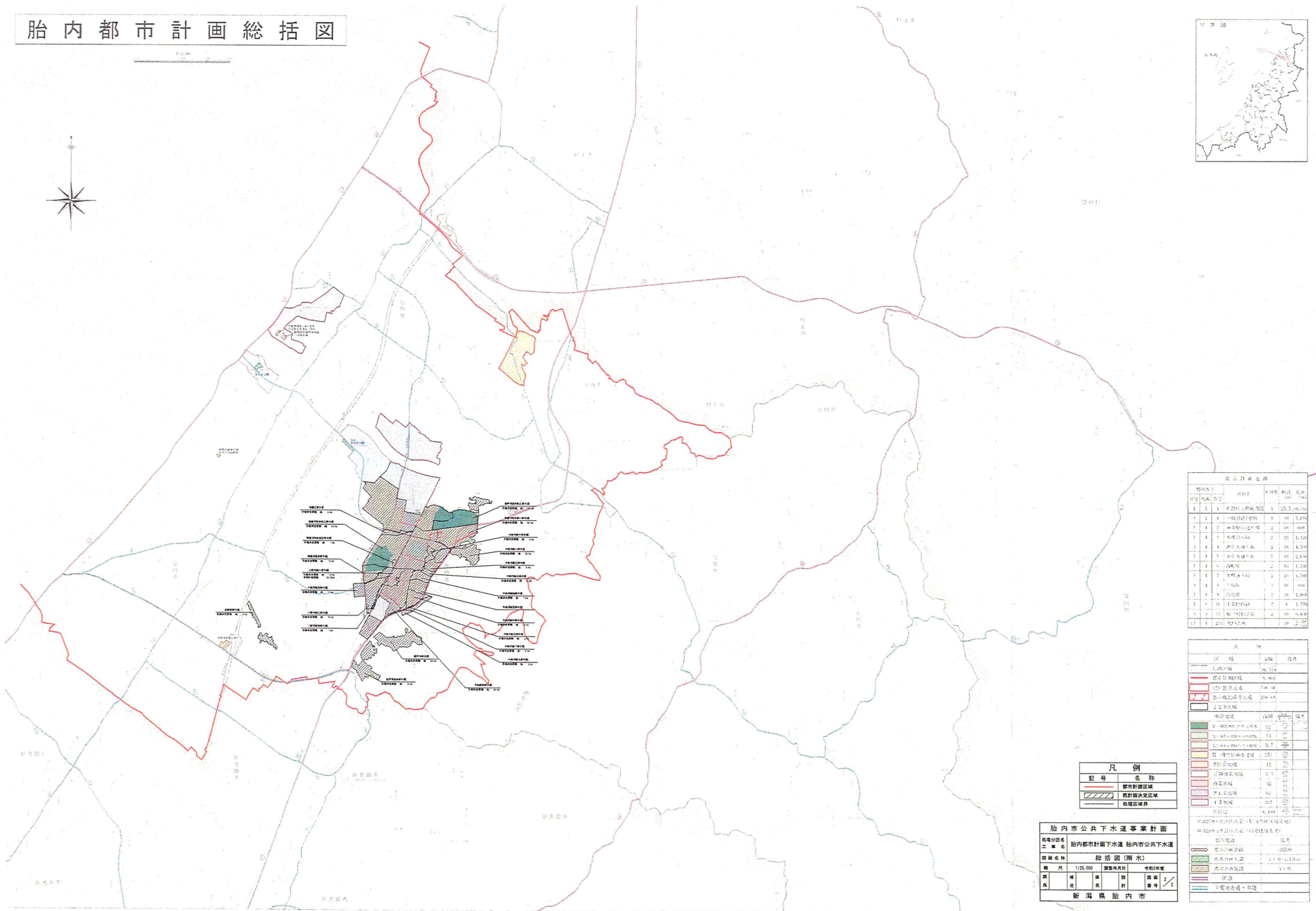
種別	面積(㎡)	延床面積(㎡)
第一種都市計画区域	1,234,567	15,678,901
第二種都市計画区域	2,345,678	28,901,234
第三種都市計画区域	3,456,789	43,210,987
第四種都市計画区域	4,567,890	56,789,012
第五種都市計画区域	5,678,901	70,123,456
第六種都市計画区域	6,789,012	84,567,890
第七種都市計画区域	7,890,123	98,901,234
第八種都市計画区域	8,901,234	112,345,678
第九種都市計画区域	9,012,345	126,789,012
第十種都市計画区域	10,123,456	141,234,567
第十一種都市計画区域	11,234,567	155,678,901
第十二種都市計画区域	12,345,678	170,123,456
第十三種都市計画区域	13,456,789	184,567,890
第十四種都市計画区域	14,567,890	199,012,345
第十五種都市計画区域	15,678,901	213,456,789
第十六種都市計画区域	16,789,012	227,901,234
第十七種都市計画区域	17,890,123	242,345,678
第十八種都市計画区域	18,901,234	256,789,012
第十九種都市計画区域	19,012,345	271,234,567
第二十種都市計画区域	20,123,456	285,678,901

記号	名称
(Red outline)	都市計画区域
(Hatched)	都市計画決定区域
(Red outline with dots)	追加計画決定区域
(Red outline with circles)	追加計画決定区域
(Red outline with squares)	追加計画決定区域
(Red outline with triangles)	追加計画決定区域
(Red outline with diamonds)	追加計画決定区域
(Red outline with stars)	追加計画決定区域
(Red outline with crosses)	追加計画決定区域
(Red outline with pluses)	追加計画決定区域
(Red outline with asterisks)	追加計画決定区域
(Red outline with hash)	追加計画決定区域
(Red outline with percent)	追加計画決定区域
(Red outline with ampersand)	追加計画決定区域
(Red outline with at)	追加計画決定区域
(Red outline with exclamation)	追加計画決定区域
(Red outline with question)	追加計画決定区域
(Red outline with dollar)	追加計画決定区域
(Red outline with yen)	追加計画決定区域
(Red outline with euro)	追加計画決定区域
(Red outline with pound)	追加計画決定区域
(Red outline with ruble)	追加計画決定区域
(Red outline with dollar sign)	追加計画決定区域
(Red outline with yen sign)	追加計画決定区域
(Red outline with euro sign)	追加計画決定区域
(Red outline with pound sign)	追加計画決定区域
(Red outline with ruble sign)	追加計画決定区域
(Red outline with dollar sign)	追加計画決定区域
(Red outline with yen sign)	追加計画決定区域
(Red outline with euro sign)	追加計画決定区域
(Red outline with pound sign)	追加計画決定区域
(Red outline with ruble sign)	追加計画決定区域

区域番号	区域名	面積(㎡)	延床面積(㎡)
1	第一種都市計画区域	1,234,567	15,678,901
2	第二種都市計画区域	2,345,678	28,901,234
3	第三種都市計画区域	3,456,789	43,210,987
4	第四種都市計画区域	4,567,890	56,789,012
5	第五種都市計画区域	5,678,901	70,123,456
6	第六種都市計画区域	6,789,012	84,567,890
7	第七種都市計画区域	7,890,123	98,901,234
8	第八種都市計画区域	8,901,234	112,345,678
9	第九種都市計画区域	9,012,345	126,789,012
10	第十種都市計画区域	10,123,456	141,234,567
11	第十一種都市計画区域	11,234,567	155,678,901
12	第十二種都市計画区域	12,345,678	170,123,456
13	第十三種都市計画区域	13,456,789	184,567,890
14	第十四種都市計画区域	14,567,890	199,012,345
15	第十五種都市計画区域	15,678,901	213,456,789
16	第十六種都市計画区域	16,789,012	227,901,234
17	第十七種都市計画区域	17,890,123	242,345,678
18	第十八種都市計画区域	18,901,234	256,789,012
19	第十九種都市計画区域	19,012,345	271,234,567
20	第二十種都市計画区域	20,123,456	285,678,901

胎内市公共下水道事業計画 胎内市公共下水道 総括図(汚水)

胎内都市計画総括図



- 1 1 1 第一種市街地地区
- 1 1 2 第二種市街地地区
- 1 1 3 第三種市街地地区
- 1 1 4 第四種市街地地区
- 1 1 5 第五種市街地地区
- 1 1 6 第六種市街地地区
- 1 1 7 第七種市街地地区
- 1 1 8 第八種市街地地区
- 1 1 9 第九種市街地地区
- 1 1 10 第十種市街地地区
- 1 2 1 第一種市街地地区
- 1 2 2 第二種市街地地区
- 1 2 3 第三種市街地地区
- 1 2 4 第四種市街地地区
- 1 2 5 第五種市街地地区
- 1 2 6 第六種市街地地区
- 1 2 7 第七種市街地地区
- 1 2 8 第八種市街地地区
- 1 2 9 第九種市街地地区
- 1 2 10 第十種市街地地区
- 1 3 1 第一種市街地地区
- 1 3 2 第二種市街地地区
- 1 3 3 第三種市街地地区
- 1 3 4 第四種市街地地区
- 1 3 5 第五種市街地地区
- 1 3 6 第六種市街地地区
- 1 3 7 第七種市街地地区
- 1 3 8 第八種市街地地区
- 1 3 9 第九種市街地地区
- 1 3 10 第十種市街地地区

区画番号	区画名称	区画面積 (㎡)	区画人口	区画人口密度 (人/㎡)
1 1 1	第一種市街地地区	1,234,567	12,345	10.0
1 1 2	第二種市街地地区	2,345,678	23,456	10.0
1 1 3	第三種市街地地区	3,456,789	34,567	10.0
1 1 4	第四種市街地地区	4,567,890	45,678	10.0
1 1 5	第五種市街地地区	5,678,901	56,789	10.0
1 1 6	第六種市街地地区	6,789,012	67,890	10.0
1 1 7	第七種市街地地区	7,890,123	78,901	10.0
1 1 8	第八種市街地地区	8,901,234	89,012	10.0
1 1 9	第九種市街地地区	9,012,345	90,123	10.0
1 1 10	第十種市街地地区	10,123,456	101,234	10.0

記号	名称
○	市街地区界
□	市街地区
■	第一種市街地地区
■	第二種市街地地区
■	第三種市街地地区
■	第四種市街地地区
■	第五種市街地地区
■	第六種市街地地区
■	第七種市街地地区
■	第八種市街地地区
■	第九種市街地地区
■	第十種市街地地区
■	第一種市街地地区
■	第二種市街地地区
■	第三種市街地地区
■	第四種市街地地区
■	第五種市街地地区
■	第六種市街地地区
■	第七種市街地地区
■	第八種市街地地区
■	第九種市街地地区
■	第十種市街地地区

計画名称	総括図(雨水)
総計	125,000
計画年度	令和5年度
計画年度	令和6年度
計画年度	令和7年度
計画年度	令和8年度
計画年度	令和9年度
計画年度	令和10年度
計画年度	令和11年度
計画年度	令和12年度
計画年度	令和13年度
計画年度	令和14年度
計画年度	令和15年度
計画年度	令和16年度
計画年度	令和17年度
計画年度	令和18年度
計画年度	令和19年度
計画年度	令和20年度

新発田市 (紫雲寺処理区)

1:10,000 地形図



紫雲寺処理区
 全体計画面積 274.90ha
 追加全体計画面積 0.55ha
 廃止全体計画面積 16.00ha
 合計全体計画面積 259.45ha

(公共)
藤塚浜東処理分区分区
 全体計画面積 16.00ha
 追加全体計画面積 0.00ha
 廃止全体計画面積 16.00ha
 合計全体計画面積 0.00ha

(公共)
藤塚浜処理分区分区
 全体計画面積 90.75ha
 追加全体計画面積 0.00ha
 廃止全体計画面積 0.00ha
 合計全体計画面積 90.75ha

(関連特選)
本町処理分区分区
 全体計画面積 159.10ha
 追加全体計画面積 0.55ha
 廃止全体計画面積 0.00ha
 合計全体計画面積 160.20ha

(関連特選)
下草宿処理分区分区
 全体計画面積 6.50ha
 追加全体計画面積 0.00ha
 廃止全体計画面積 0.00ha
 合計全体計画面積 6.50ha

阿賀野川流域下水道関連
 紫雲寺町公共下水道区域

項目	番号	面積	理由	番号	面積	理由
追加	2	0.55	区域外法人区域			
廃止	1	16.00	区域外法人区域			
合計	2	0.55		16.00		

凡例

色	名称
追加全体計画区域	追加全体計画区域
廃止全体計画区域	廃止全体計画区域
処理分区分区界	処理分区分区界
区域外法人区域	区域外法人区域
追加全体計画区域	追加全体計画区域
廃止全体計画区域	廃止全体計画区域

凡例

色	名称
全体計画区域界	全体計画区域界
処理分区分区界	処理分区分区界
埋立地	埋立地
ポンプ場	ポンプ場

紫雲寺公共下水道事業 (全体計画)

事業名称	紫雲寺処理区
事業内容	下水道計画一編図
期 間	1:10,000
図 面 数	1/1
新 発 田 市 下 水 道 課	



記号
 1. 境界線
 2. 道路
 3. 河川
 4. 鉄道
 5. 境界線
 6. 境界線
 7. 境界線
 8. 境界線
 9. 境界線
 10. 境界線
 11. 境界線
 12. 境界線
 13. 境界線
 14. 境界線
 15. 境界線
 16. 境界線
 17. 境界線
 18. 境界線
 19. 境界線
 20. 境界線
 21. 境界線
 22. 境界線
 23. 境界線
 24. 境界線
 25. 境界線
 26. 境界線
 27. 境界線
 28. 境界線
 29. 境界線
 30. 境界線
 31. 境界線
 32. 境界線
 33. 境界線
 34. 境界線
 35. 境界線
 36. 境界線
 37. 境界線
 38. 境界線
 39. 境界線
 40. 境界線
 41. 境界線
 42. 境界線
 43. 境界線
 44. 境界線
 45. 境界線
 46. 境界線
 47. 境界線
 48. 境界線
 49. 境界線
 50. 境界線
 51. 境界線
 52. 境界線
 53. 境界線
 54. 境界線
 55. 境界線
 56. 境界線
 57. 境界線
 58. 境界線
 59. 境界線
 60. 境界線
 61. 境界線
 62. 境界線
 63. 境界線
 64. 境界線
 65. 境界線
 66. 境界線
 67. 境界線
 68. 境界線
 69. 境界線
 70. 境界線
 71. 境界線
 72. 境界線
 73. 境界線
 74. 境界線
 75. 境界線
 76. 境界線
 77. 境界線
 78. 境界線
 79. 境界線
 80. 境界線
 81. 境界線
 82. 境界線
 83. 境界線
 84. 境界線
 85. 境界線
 86. 境界線
 87. 境界線
 88. 境界線
 89. 境界線
 90. 境界線
 91. 境界線
 92. 境界線
 93. 境界線
 94. 境界線
 95. 境界線
 96. 境界線
 97. 境界線
 98. 境界線
 99. 境界線
 100. 境界線

アリア製図株式会社製図

© 2020 アリア製図株式会社
 紫雲寺町公共下水道事業
 下水道計画一編図
 1:10,000 地形図
 1:10,000 地形図

1:10,000

1:10,000 地形図